



水の未来を、技術で支える。

工事請負契約書

契約書 No.

水道局指定店

本契約は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間で、
下記工事について、次のとおり締結する。

屋 号：AQUROS（アクラス）

運営会社：株式会社 廣瀬興業

〒270-0011 千葉県松戸市小金原 4-11-11 鈴木店舗 102

TEL：047-710-5042 FAX：047-710-9009

収
入
印
紙

契約締結日	年 月 日
発注者（甲）	様

下記の工事については、甲が乙に工事を請け負わせ、乙がこれを引き受けることを、次のとおり約定する。

工 事 件 名

工 事 場 所

工 事 内 容

（該当する項目に✓を付けてください）

- ☐ 給排水衛生設備工事一式（新設・改修・交換・修繕）
- ☐ 給排水清掃・詰まり除去（トローラー・高圧洗浄 等）
- ☐ 配管工事（給水・給湯・排水・汚水・雨水）
- ☐ 水栓・バルブ等の交換工事
- ☐ 器具取付工事（トイレ・キッチン・洗面・浴室・給湯器 等）
- ☐ 機器設置・交換工事
- ☐ 漏水調査・修理工事
- ☐ その他、付帯する一切の工事

着工予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

ご請求金額 （税込）	円	税の内訳	
		消 費 税（10%）	円
		税抜金額（小計）	円
		合計金額（税込）	円

工事お見積もり内容	別紙「工事項目内訳書」に記載のとおり
契約の保証	☐ なし ☐ あり（保証期間：引渡し後 1 年 ）

お 支 払 方 法	支払方法	☐ 銀行振込 ☐ 銀行口座振替 ☐ その他（ ）
	支払時期	工事完了後、甲による検収確認後 7日以内に支払うものとします。
	振込先口座	銀行名：PayPay 銀行 ビジネス営業部 口座種別：普通 口座番号：7712296 口座名義：カ）ヒロセコウギョウ

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

(甲) 発注者

住 所 〒

氏 名 印

電話番号

(乙) 受注者

屋号：AQUROS（アクラス）

運営会社：株式会社 廣瀬興業

〒270-0011 千葉県松戸市小金原 4-11-11 鈴木店舗 102

TEL：047-710-5042 FAX：047-710-9009

代表取締役 廣 瀬 学 印

工事請負約款

本約款は、表面の工事請負契約書および添付書類と一体をなし、受注者が行う工事ならびにこれに付随する工事に適用する。

第1条 (総則・契約証書)

発注者および受注者は、法令を遵守し、信義に従って本契約を履行する。本契の内容は、表面の工事請負契約書、本約款、見積書、作業確認書、図面その他双方が合意した書面による。内容が異なる場合は、個別に合意した書面、表面、本約款の順に優先する。

第2条 (現場確認・工事内容)

受注者は確認可能な範囲で現場を調査し、合意した範囲の工事を行う。壁内、床下、地中、既存管内部その他通常の事前確認が困難な部分は、施工中に判明した状況に応じて発注者と協議する。漏水拡大等を防ぐ緊急の必要があるときは、必要最小限の応急措置を行い、速やかに報告する。

第3条 (追加・変更工事)

追加・変更工事が必要となった場合、受注者は原則として、その内容、追加代金および工期への影響を説明し、発注者の承諾後に施工する。緊急措置のため事前承諾が困難な場合は、被害防止に必要な最小限の措置を行い、事後速やかに説明する。追加・変更分は別途合意額または合理的な実費・出来高により精算する。

第4条 (工期・工事の中断)

天候、災害、資材不足、交通事情、隠れた配管状況、関係機関との調整、発注者の事情その他受注者の責めに帰することのできない事由により工程へ影響が生じた場合、受注者は説明のうえ工期を合理的な範囲で変更できる。安全確保、代金未払いその他相当の理由がある場合、受注者は工事を中断できる。

第5条 (発注者の協力)

発注者は、作業場所への立入り、必要な水道・電気の使用、車両・機材の搬入および作業上必要な範囲の設備停止に協力する。貴重品、家具等は事前に移動または保護し、既存設備の状況、過去の不具合、埋設物その他安全施工に必要な情報を受注者へ正確に告知する。

第6条 (検査・引渡し)

受注者は工事完了後、発注者へ完了を報告する。発注者は可能な範囲で施工箇所および作動状況を確認し、明らかな不具合がある場合は直ちに申し出る。発注者が確認し、または正当な理由なく確認を行わないまま使用を開始したときは、工事は引き渡されたものとする。

第7条 (請負代金・支払い)

発注者は表面記載の支払条件に従い請負代金を支払う。振込手数料その他支払いに要する費用は、表面または見積書に別段の定めがない限り発注者が負担する。追加・変更工事代金は第3条に従い精算する。

第8条 (支払い遅延)

発注者が支払期日までに請負代金を支払わない場合、支払期日の翌日から完済日まで、民法所定の法定利率による遅延損害金を負担する。受注者が相当期間を定めて催告しても支払いがないときは、受注者は工事を中断し、または本契約を解除できる。

第9条 (既存管等の破損リスク・免責)

詰まり抜き、通管、洗浄、切断、脱着等では、管、継手、器具等の腐食、劣化、亀裂、電蝕、肉厚減少、接合不良、勾配不良その他の既存状態により、破損、漏水、変形等が生じる可能性がある。受注者が通常必要な注意を尽くした場合、既存状態に起因する損害について責任を負わない。ただし受注者の故意または過失による場合を除く。

第10条 (保証条件)

トイレ詰まり除去工事の再施工保証は、施工完了日を含め3日以内に申し出があり、同一箇所かつ同一原因による再発と受注者が確認した場合に限る。油污れに起因する浄水管詰まりは、現場状況および施工内容に応じて2か月または3か月とし、適用期間を表面、見積書または作業確認書へ記載する。保証対応は原則として再施工または補修に限る。

第11条 (保証対象外)

施工箇所以外または別原因の不具合、異物投入、誤使用、過度な使用、老朽化、腐食、勾配不良、構造上の欠陥、木の根等、凍結・天災等の不可抗力、第3者の施工・修理・改造、受注者の確認前に分解・補修した場合、保証期間経過後の申出、請負代金未払いの場合は保証対象外とする。ただし法令により受注者が責任を負う場合を除く。

第12条 (キャンセル料)

発注者都合による取消しは、出勤前は発生済みの手配費、材料費等の実費、出勤後は出張費および実費、作業開始後は出来高相当額、使用材料費、撤去・復旧費その他発生済み費用を発注者が負担する。事前に別条件を明示し合意した場合はその定めを適用する。本条は法令上認められる解除またはクーリングオフの権利を妨げない。

第13条 (損害・不可抗力)

各当事者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に生じさせた通常かつ直接の損害を負担する。天災、火災、停電、凍結、感染症、行政措置、資材不足、交通遮断その他合理的支配を超える事由による遅延、損害または追加費用は双方が協議する。受注者の故意または重過失による責任は制限されない。

第14条 (解除・反社会的勢力の排除)

一方当事者が契約に違反し、相当期間を定めた催告後も是正しない場合、相手方は契約の全部または一部を解除できる。支払停止、差押え、破産等の申立て、重大な信用不安その他重大事由が生じた場合、または反社会的勢力への核当・関与が判明した場合は、催告なく解除できる。解除時は出来高、材料費、撤去・復旧費等を精算する。

第15条 (協議・紛争解決)

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義が生じた場合、発注者と受注者は誠実に協議して解決する。協議で解決しない場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、受注者の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

〈クーリングオフのお知らせ〉

- お客様が訪問販売で申込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は書面（右図参照）又は電磁的記録（電子メールやFAX等）により無条件で申込みの撤回（契約が成立時は契約の解除）を行うこと（以下、クーリングオフという）ができ、その効力は書面又は電磁的記録（電子メールやFAX等）を発信した時から発生します。
- この場合お客様は、
 - ①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価の返還に要する費用などの支払い義務はありません。
 - ③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
 - ④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
 - ⑤商品を使用し、また権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また役務の提供を受け、または施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。
- 売買契約等のクーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫されて困惑して売買契約等のクーリングオフをしなかったときは、改めて売買契約等のクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは売買契約等のクーリングオフができます。

POST CARD

2700011

〒580-0811 千葉県松戸市小金四一〇二

株式会社 廣瀬興業 行

クーリングオフ通知書

契約年月日	令和 年 月 日
商 品 名	
工 種 別	
契約金額	円
施工会社名	株式会社 廣瀬興業
提出者名	
内 容	上記の契約を解除します。
記 入 日	令和 年 月 日
※記入する場合は、ご契約の届書も添えていただきますが、 毎年のサービス向上のため、事例にさせていただきます。	
契約者住所	
氏 名	

※上図のようにハガキや電磁的記録、FAX等に必要事項をご記入の上、営業所あてに郵送等してください。